

事務事業名	精神障害者医療費助成事業	整理番号	22403-000
所 管	社会福祉課 庶務・障害福祉スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	昭和 52年度 ~ 平成 年度	根拠法令・要綱等	御殿場市精神障害者医療費助成規則
基本計画における位置付け	基本政策	2-2 福祉の充実	関連政策
	政 策	2-2-4 障害者福祉の充実	

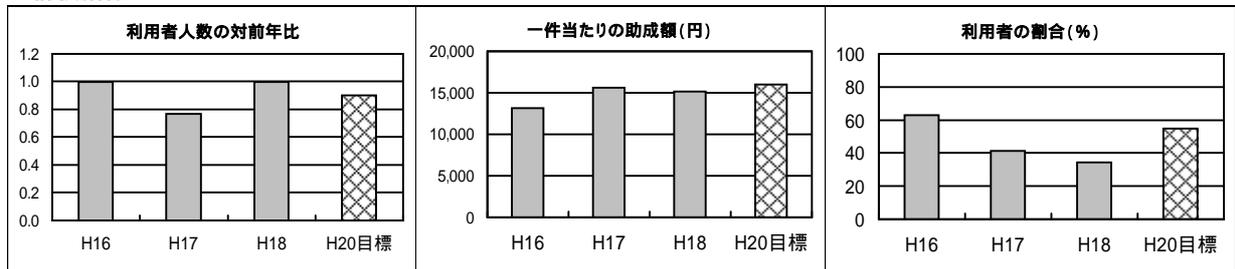
事務事業の内容

目的 (何のために)	長期入院している精神障害者の医療費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減と障害者の治療を促進する。
対象 (誰・何を)	90日以上長期入院している精神障害者の保護者
手段 (どのようなやり方で)	90日以上入院・医療費から保険給付額、付加給付額、その他法令等に基づき補填された医療費の合計額を控除した自己負担額の2分の1の額を助成する。
成果 (どのような状態にしたいか)	長期入院している精神障害者の保護者の経済的負担の軽減と障害者の治療を促進し、福祉の増進に寄与する。
事務事業の背景・住民の意向 見直し改善の経過	入院の長期化により、保護者の経済的負担が増加するが、医療費の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減と障害者の治療を促進する。

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)
平成16年度	利用者53人、助成件数636件、助成額8,361,877円	
平成17年度	利用者41人、助成件数492件、助成額7,687,122円	
平成18年度	利用者41人、助成件数492件、助成額7,450,661円	

評価指標



事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	精神障害者に対する入院治療は長期間必要で、本事業の該当者も平均で10年以上入院治療を継続している。このことから入院治療費の負担は重く、保護者も入院患者の兄弟や甥等になっているケースが多い。このことから本事業により保護者の経済的負担の軽減が図られ、精神障害者の治療の継続も容易になることから、福祉の増進に寄与している。	今後の方向性
	有効性		継続
	効率性		
一次評価	B		
二次評価(行政評価委員会の評価)		コメント	今後の方向性
二次評価	B	所得制限の導入を検討すると共に、医療機関、保護者等との連携強化を図りたい。	継続

改革プラン

平成19年度からの対応	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用の促進を図るとともに、保護者及び医療機関と連携を図り、利用者、助成件数、助成額の増加を抑制する。
平成20年度以降の対応	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用の促進を図るとともに、保護者及び医療機関と連携を図り、利用者、助成件数、助成額の増加を抑制する。
改革により予想される成果	障害福祉サービスの利用や保護者、医療機関等と連携した支援の実施により、障害者の社会復帰が促進される。